

奄美市告示第85号

公売公告兼見積価額公告

差押財産の公売を次により行うので、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定によりその例によるとされている国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公告する。

令和8年5月7日

奄美市長 安田 壮平

公売財産の種類	動産	
公売財産の名称、数量及び見積価額	別紙のとおり（公売保証金は不要）	
公売方法	期日入札	
公売日時	入札日時	令和8年5月18日 午前11時00分から午後1時00分まで
	開札日時	令和8年5月18日 午後1時00分
公売場所	奄美市役所名瀬総合支所3階小会議室	
売却決定日時	令和8年5月18日 午後1時30分	
売却決定場所	奄美市役所名瀬総合支所3階小会議室	
代金納付期限	令和8年5月18日 午後3時00分 （ただし、地方税法第19条の7第1項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く。）	
買受人の資格	国税徴収法第92条及び同法第108条に抵触しない者	
保管状況等	奄美市にて保管しています。	

その  
他

- 1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、同法第108条第1項の規定に該当するもの及び未成年者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 入札者に国税徴収法第108条第1項各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。
- 3 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札価額を訂正したものは無効として取扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。
- 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。
- 5 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 6 公売財産に係る市税等の完納の事実が、買受代金納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。
- 7 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときです。
- 8 公売財産の名義変更の手続は売却決定後に奄美市が行います。
- 9 エンジン及び電装品の始動は確認済みですが、本来の作動ないし細部にわたる作動については確認していません。
- 10 自動車損害賠償責任保険、任意保険、自動車継続検査（車検）等の手続は買受人の責任において行っていただきます。
- 11 公売財産の引渡しは名義変更手続後になります。
- 12 公売財産の搬出等の費用は買受人の負担となります。
- 13 執行機関は、公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。
- 14 現況有姿での引渡しとなりますので、一切の保証はありません。
- 15 引渡しは保管場所にて行います。
- 16 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。
- 17 公売公告の内容は、奄美市ホームページ及び奄美市役所名瀬総合支所税務課で閲覧できます。

#### 配当を受ける者の権利の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を奄美市役所名瀬総合支所税務課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、奄美市ホームページ及び奄美市役所名瀬総合支所税務課に用意してあります。